

○総務省令第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第九十九条の七第四項（同令第九十九条の八において準用する場合を含む。）、第一百条の二第四項（同令第一百条の三及び第二百五条の三において準用する場合を含む。）及び第一百条の四第四項の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月四日

総務大臣 村上誠一郎

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記

別記

第二十八号様式の七（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

第二十八号様式の七（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

【略】

【同左】

備考

備考

【1～3 略】

【1～3 同左】

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

【(1) 略】

【(1) 同左】

(2) 限度額

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 $\frac{8円62銭}{=限度額} \times \text{当該作成枚数}$

イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 $\frac{7円95銭}{=限度額} \times \text{当該作成枚数}$

ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

$\frac{301,700円 + 7円46銭 \times (\text{当該作成枚数} - 35,000)}{=単価 \dots 1銭未満の端数は$

$\frac{278,250円 + 6円88銭 \times (\text{当該作成枚数} - 35,000)}{=単価 \dots 1銭未満の端数は$

当該作成枚数

当該作成枚数

切上げ

切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

単価×当該作成枚数＝限度額

第二十八号様式の八（ビラ作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

第二十八号様式の八（ビラ作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名

（参議院名簿届出政党等の名称）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名

（参議院名簿届出政党等の名称）

[略]

備考

[1～3 略]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 略]

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 $8円38銭$ (単価) × 当該作成枚数 = 限度額

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$419,000円 + 5円62銭 \times$ (当該作成枚数 - 50,000)

= 単価……… 1銭未満の端

数は切上げ

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

第二十八号様式の九(立札・看板作成証明書の様式) (第十七条の七関係)

その一

[同左]

備考

[1～3 同左]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 同左]

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 $7円73銭$ (単価) × 当該作成枚数 = 限度額

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$386,500円 + 5円18銭 \times$ (当該作成枚数 - 50,000)

= 単価……… 1銭未満の端

数は切上げ

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

第二十八号様式の九(立札・看板作成証明書の様式) (第十七条の七関係)

その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

[略]

備考

[1～3 略]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 略]

(2) 限度額

$61,379円 \times$ 確認された作成枚数

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

[同左]

備考

[1～3 同左]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 同左]

(2) 限度額

$56,613円 \times$ 確認された作成枚数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したことを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

[略]

備考

[1～3 略]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 略]

(2) 限度額

58,114円×確認された作成数

その三

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したことを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

[同左]

備考

[1～3 同左]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 同左]

(2) 限度額

53,601円×確認された作成数

その三

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したことを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名

記

[略]

備考

[1～3 略]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 略]

(2) 限度額

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したことを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名

記

[同左]

備考

[1～3 同左]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 同左]

(2) 限度額

44. 403円×確認された作成数

第二十八号様式の十（ポスター作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

【略】

備考

【1～3 略】

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

【1】 略】

【2】 限度額

イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

(イ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

316, 250円＋586円88銭×ポスター掲示場数＝単価……1円未満の端数は切

ポスター掲示場数

上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

(ロ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

316, 250円＋293, 440円＋30円73銭×（ポスター掲示場数－500）＝単価

ポスター掲示場数

……1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 40円（単価）×確認された作成枚数＝限度額

【5 略】

第二十八号様式の十二（請求書の様式）（第十七条の八関係）

【その一 略】

その二

40. 954円×確認された作成数

第二十八号様式の十（ポスター作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

【同左】

備考

【1～3 同左】

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

【1】 同左】

【2】 限度額

イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

(イ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

316, 250円＋541円31銭×ポスター掲示場数＝単価……1円未満の端数は切

ポスター掲示場数

上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

(ロ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

316, 250円＋270, 655円＋28円35銭×（ポスター掲示場数－500）＝単価

ポスター掲示場数

……1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 37円（単価）×確認された作成枚数＝限度額

【5 同左】

第二十八号様式の十二（請求書の様式）（第十七条の八関係）

【その一 略】

その二

[様式 略]
[備考 略]
(別紙)
[様式 略]

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 8円62銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

301,700円 + 7円46銭 × (当該作成枚数 - 35,000)

……1銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数

[2～4 略]

その三

[様式 略]

[備考 略]

(別紙)

[様式 略]

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

419,000円 + 5円62銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

……1銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数

[2～4 略]

その四

[様式 略]

[備考 略]

(別紙)

請求内訳書

[略]	基準限度額			[略]	[略]
	単価 (D) 円	数 (E)	金額 (D)×(E)=(F) 円		
	61,379				

[備考 同左]

その五

[様式 略]

[様式 同左]
[備考 同左]
(別紙)
[様式 同左]

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7円95銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

278,250円 + 6円88銭 × (当該作成枚数 - 35,000)

……1銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数

[2～4 同左]

その三

[様式 同左]

[備考 同左]

(別紙)

[様式 同左]

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円73銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

386,500円 + 5円18銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

……1銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数

[2～4 同左]

その四

[様式 同左]

[備考 同左]

(別紙)

請求内訳書

[同左]	基準限度額			[同左]	[同左]
	単価 (D) 円	数 (E)	金額 (D)×(E)=(F) 円		
	56,613				

[備考 同左]

その五

[様式 同左]

【備考 略】
 (別紙)

請求内訳書

【略】	基準限度額		【略】	【略】
	単価 (D) 円	数 (E) 円		
	58,114			

【備考 略】
 その六
 [様式 略]
 [備考 略]
 (別紙)

請求内訳書

【略】	基準限度額		【略】	【略】
	単価 (D) 円	数 (E) 円		
	44,403			

【備考 略】
 その七
 [様式 略]
 [備考 略]
 (別紙)
 [様式 略]
 備考

[1 略]

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

316,250円+586円88銭×ポスター掲示場数

ポスター掲示場数……………1円未満の端数は切上げ

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

316,250円+293,440円+30円73銭×(ポスター掲示場数-500)

……………1円未満の端数は

【備考 同左】
 (別紙)

請求内訳書

【同左】	基準限度額		【同左】	【同左】
	単価 (D) 円	数 (E) 円		
	53,601			

【備考 同左】
 その六
 [様式 同左]
 [備考 同左]
 (別紙)

請求内訳書

【同左】	基準限度額		【同左】	【同左】
	単価 (D) 円	数 (E) 円		
	40,954			

【備考 同左】
 その七
 [様式 同左]
 [備考 同左]
 (別紙)
 [様式 同左]
 備考

[1 同左]

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

316,250円+541円31銭×ポスター掲示場数

ポスター掲示場数……………1円未満の端数は切上げ

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

316,250円+270,655円+28円35銭×(ポスター掲示場数-500)

……………1円未満の端数は

<p style="text-align: center;">ポスター掲示場数</p> <p style="text-align: center;">切上げ</p> <p>(2) 参議院比例代表選出議員の選挙 <u>40</u>円 [3～5 略] [その八・その九 略]</p>	<p style="text-align: center;">ポスター掲示場数</p> <p style="text-align: center;">切上げ</p> <p>(2) 参議院比例代表選出議員の選挙 <u>37</u>円 [3～5 同左] [その八・その九 同左]</p>
備考 表中の「」の記号は注記せよ。	

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。